

## (仮称)利根町自治基本条例 健康の増進, 危機管理について(素案)

(健康の推進)

第〇条 町民及び町は, 地域の連携, 協働により健康を維持増進する環境づくりに努めます。

※協働…町民及び町が, 目的を共有し, それぞれの役割及び責任に基づき, 互いに尊重し, 対等な立場で協力することをいいます。

【参考】余市町

(健康の増進及び福祉の向上)

第22条 町民及び町は, 健康増進及び福祉の向上を相互理解と協力の中で推進するため, 地域社会における連帯意識を深めるよう努めます。

(保健、医療及び福祉の連携)

第23条 町は, 保健、医療及び福祉に関する機関、団体等との連携を図り、町民が必要なときに適切なサービスを受けることができるよう努めるとともに、町民に心理的及び物理的障壁を感じさせないまちづくりを進めます。

(危機管理)

第〇条 町は, 町民の生命, 身体及び財産を災害等から保護するため, 適切な施策を実施するとともに, 危機管理体制を整備します。

2 町は, 災害等に備えるため, 町民及び自主防災組織その他関係団体と連携, 協力を図ります。

3 町民は, 平常時から防災意識の向上に努め, 協働して災害等に備えるよう努めます。